◎福岡地方検察庁執務規程

（平成１３．３．３０　企訓第１４０号検事正訓令
本庁及び支部・管内区検の職員あて）

改正　平成１４．４．１　企訓第１２９号
平成１６．３．３１　企訓第１５１号
平成１７．４．１　企訓第１７４号
平成１８．８．３１　企訓第４１３号
平成２７．４．１０　福岡地検企訓第６号
平成２７．９．１８　福岡地検企訓第８号
平成２８．３．２９　福岡地検企訓第２号
平成３０．３．３０　福岡地検企訓第２号
令和　２．４．１　福岡地検企訓第１号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　福岡地方検察庁及び管内区検察庁に勤務する職員の執務は，検察庁法（昭和２２年法律第６１号），検察庁事務章程（昭和６０年法務省訓令第１号）その他の法令，訓令，通達等によるほか，この規程に定めるところによる。

第２章　機構

（部の勤務命令）

第２条　福岡地方検察庁本庁（以下「本庁」という。）及び本庁に併置された区検察庁の検察官は，それぞれ本庁の部に勤務するものとし，検事正が勤務を命ずる。

（特別刑事部の所管事務）

第３条　検察庁事務章程別表第２に規定する特別刑事部の所管事務１中の検事正があらかじめ指定する事件は，次に掲げる事件とする。

(1)　検察官が告訴又は告発を受けた事件
(2)　検察官が自ら犯罪を認知した事件
(3)　福岡県警察本部刑事部捜査第二課が関与した特異又は重大な事件
(4)　検事正から特に指定のあった事件

（副部長）

第４条　部に副部長を置くことができる。副部長は，検事のうちから検事正が命ずる。

２　副部長は，部長を補佐して部の所管事務を整理し，また，その命を受けて，その部の職員を指揮監督する。

（副支部長）

第４条の２　支部長の置かれている支部に副支部長を置くことができる。副支部長は，その支部に勤務する検事のうちから検事正が命ずる。

２　副支部長は，支部長を補佐して庁務を整理し，また，その命を受けてその庁の職員を指揮監督する。

（総務部付）
第５条　検事正は，本庁の検察官のうちから，総務部付を指名することができる。
２　総務部付は，上司の命を受け，総務部の所管事務を整理する。
（上席副検事）
第５条の２　検事正は，本庁又は支部長の置かれている支部に併置された区検察庁の副検事のうちから，上席副検事を指名することができる。
２　上席副検事は，上司の命を受け，その属する区検察庁及び第２条の規定により勤務を命ぜられた部又は事務の取扱いを命ぜられた支部の所管事務を整理する。
（庁務を掌理する検察官）
第５条の３　支部長の置かれていない支部においては，その支部に併置された区検察庁の副検事でその支部の検察官の事務を取り扱う者（副検事が２人以上あるときは席次の上位にある者）が庁務を掌理し，その庁の職員を指揮監督する。ただし，検事正が別段の指示をしたときは，これによる。
（検察官事務取扱）
第６条　検事は，その属する庁に併置された区検察庁の検察官の事務を取り扱う。
２　本庁又は支部に併置された区検察庁の副検事は，必要があるときは，それぞれ本庁又は支部の検察官の事務の一部を取り扱う。
（部長会議）
第７条　検察に関する重要な事項につき，検事正の諮問に応ずるため，部長会議を置く。
２　部長会議は，次席検事，部長，支部長，副支部長及び事務局長をもって構成し，検事正が主宰する。
３　部長会議には，前項以外の職員を出席させ，意見を求めることができる。
（検察官会議）
第８条　検察運営に関する事項を審議するため，検察官会議を置く。
２　検察官会議は，検察官全員をもって構成し，検事正が主宰する。
３　検察官会議には，必要に応じ，事務局長その他の職員を出席させ，意見を求めることができる。
（課長補佐）
第９条　課に課長補佐を置くことができる。課長補佐は検察事務官のうちから任命する。
２　課長補佐は，課長を助けて課の所管事務を整理し，また，その命を受けて課の職員を指揮監督する。
（上席検務専門官）
第１０条　本庁総務部及び小倉支部に上席検務専門官を置き，検察事務官のうちから任命する。
２　上席検務専門官は，検務専門官が所管する事務のうち，特に複雑困難な事務を処理する。
（上席主任捜査官）
第１１条　本庁及び小倉支部に上席主任捜査官を置き，検察事務官のうちから任命

する。
2　上席主任捜査官は，主任捜査官が所管する事務のうち，特に複雑困難な業務を担当する。
（課，室，担当等）
第１２条　本庁又は支部に置く課，室，担当及び係の名称・所管事務は，別表のとおりとする。
2　係に係長を置き，検察事務官のうちから任命する。
3　係長は，上司の命を受けて係の所管事務をつかさどる。
4　係に係主任を置くことができる。係主任は検察事務官のうちから任命する。
5　係主任は，上司の命を受けて，係の所管事務のうち課長が指定する事務に従事する。

第３章　運営

第１節　通則

（臨時職務代行）
第１３条　検事正及び次席検事に事故のあるとき，又は検事正及び次席検事が欠けたときは，部長がその席次に従い，臨時に検事正の職務を行う。
2　支部長に事故のあるとき，又は支部長が欠けたときは，副支部長又は支部の検察官が席次に従い，臨時にその職務を行う。
（事務の決裁）
第１４条　検事正は，一定の範囲を定めて次席検事，部長及び事務局長に事務を決裁させることができる。
（事務引継）
第１５条　職員が職務を交替するときは，事務引継を正確に行わなければならない。

第２節　捜査及び公判

（事件の配分）
第１６条　事件の配分及び供閲は，検事正が行う。ただし，検事正は，一定の範囲を定めて次席検事，部長，支部長及び指定した検察官に行わせることができる。
（事件の決裁）
第１７条　事件の処理に当たっては，検事正の決裁を受けなければならない。ただし，検事正は，一定の範囲を定めて次席検事，部長，支部長及び指定した検察官に決裁させることができる。
（捜査処理）
第１８条　事件の捜査及び処理に関する細目は，別に定める。
（公判立会）
第１９条　公判立会を行う担当検察官（以下「公判担当検察官」という。）は，部長又は支部長が指名する。
2　検事正は，前項の規定にかかわらず，特定の検察官を指名して公判立会を担当させることができる。
3　公判係属中における補充捜査は，原則として当該事件の公判担当検察官が行うものとする。

（公判立会上の注意）
第２０条　公判担当検察官は，重要事件又は法律解釈上重要な問題を含む事件については，公判立会に際し，あらかじめ上司の指示を受けなければならない。
２　公判担当検察官は，公判立会に際し，特異な事情が生じたときは，速やかに上司に報告しなければならない。
（裁判結果報告）
第２１条　公判担当検察官は，無罪，免訴，公訴棄却，管轄違い又は求刑と科刑が著しく異なる裁判，法令の適用に誤りがある裁判及び重要事件の裁判があったときは，直ちに上司にその旨を報告しなければならない。
（執務資料）
第２２条　検察官は，捜査及び公判立会に際し，事実認定，法律解釈に関し執務上の参考となる資料又は裁判があったときは，これを上司に報告しなければならない。
第３節　上訴等
（抗告等）
第２３条　保釈の意見を求められたとき又は抗告及び準抗告の要否につき検討を要する裁判があったときは，捜査中又は第１回公判期日前においては捜査担当検察官が，第１回公判期日後においては公判担当検察官が，それぞれ上司に報告し，その指揮を受けなければならない。
（控訴）
第２４条　控訴の要否につき検討を要する裁判があったときは，部長又は支部長は，公判担当検察官と審議し，意見を付して，検事正の決裁を受けなければならない。
２　控訴申立書及び控訴趣意書の作成名義は，次席検事又は支部長とする。
（再審等）
第２５条　再審又は非常上告の要否を検討する必要のある事件は，速やかに検事正に報告し，その指揮を受けなければならない。
２　再審請求書の作成名義は，次席検事又は支部長とする。
第４節　被疑者補償事件等
（被疑者補償事件）
第２６条　被疑者補償事件の取扱いに関する細目は，別に定める。
（不服申立事件）
第２７条　検察官のした不起訴処分に対し不服申立てがあったときは，主任検察官は，これに対する意見を付し，一件記録を添え順次上司を経て，検事正の決裁を受けなければならない。
（付審判請求事件）
第２８条　付審判の請求があったときは，主任検察官は，これに対する意見を付し，順次上司を経て，検事正の指揮を受けなければならない。
２　裁判所に提出する意見書の作成名義は，次席検事又は支部長とする。
（検察審査会事件）
第２９条　検察審査会の審査の申立等があったときの取扱いに関する細目は，別に

定める。

第５節　事務監査

（監査）

第３０条　事務監査に関する細目は，別に定める。

第６節　自庁研修

（自庁研修）

第３１条　自庁研修に関する細目は，別に定める。

第４章　文書

（文書等の取扱い）

第３２条　文書等の取扱いに関する細目は，別に定める。

第５章　服務

（執務の心得）

第３３条　職員は，常にその職責を自覚し，品位を保ち，秘密を守り，上司の命令に従い，相互に協調し，かつ，人権を尊重して懇切を旨とし，誠実にその職務を遂行しなければならない。

（出勤簿）

第３４条　職員は，定時までに出勤したときは，出勤簿に押印しなければならない。

（警備）

第３５条　職員は，非常事態に際し，庁舎の警備につかなければならない。

２　警備に関する細目は，別に定める。

附　則

１　この訓令は，平成１３年４月１日から施行する。

２　この訓令の施行の際，改正前の福岡地方検察庁執務規程に基づく訓令・通達は，改正後の福岡地方検察庁執務規程に基づく訓令・通達とみなす。

附　則（平成１４年４月１日企訓第１２９号）

この訓令は，平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年３月３１日企訓第１５１号）

この訓令は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年４月１日企訓第１７４号）

この訓令は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年８月３１日企訓第４１３号）

この訓令は，平成１８年９月１日から施行する。

附　則（平成２７年４月１０日福岡地検企訓第６号）

この訓令は，平成２７年４月１０日から施行する。

附　則（平成２７年９月１８日福岡地検企訓第８号）

この訓令は，平成２７年９月１８日から施行する。

附　則（平成２８年３月２９日福岡地検企訓第２号）

この訓令は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日福岡地検企訓第２号）

この訓令は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日福岡地検企訓第１号）

この訓令は，令和２年４月１日から施行する。

別表

(1) 本庁

部・局	課・室・担当	係・担当	所管事務
事務局	総務課	庶務係	1 官印及び庁印の管守に関すること
			2 職員の厚生に関すること
			3 自庁警備に関すること
			4 前3号に掲げるところのほか，庶務に関すること
			5 前各号に関連すること
		秘書係	1 秘書に関すること
			2 前号に関連すること
		文書係	1 文書の接受発送に関すること
			2 前号に関連すること
	人事課	人事第一係	1 職員の任免に関すること
			2 職員の人事記録に関すること
			3 前2号に関連すること
		人事第二係	1 職員の給与に関すること
			2 栄典及び表彰に関すること
			3 前2号に関連すること
	会計課	主計係	1 歳入及び歳出に関すること
			2 予算及び決算に関すること
			3 保管金に関すること
			4 前3号に関すること
		用度係	1 用度に関すること
			2 没収物等の売却に関すること
			3 前2号に関連すること
		国有財産係	1 国有財産及び営繕に関すること
			2 前号に関連すること
		共済係	1 共済組合に関すること
			2 前号に関連すること
総務部	企画調査課	企画調査係	1 企画調査に関すること
			2 検察審査会に関すること
			3 国家賠償法に基づく争訟に関すること
			4 不服申立事件に関すること
			5 被疑者補償事件に関すること
			6 法令・資料・図書等の管理に関すること
			7 情報の公開に関すること
			8 個人情報の保護に関すること
			9 各部局間の調整に関すること
			10 前各号に関連すること
			11 他の課・室・担当の所管に属しないこと
		教養係	1 教養指導に関すること
			2 司法修習生の修習指導に関すること
			3 前2号に関連すること

部・局	課・室・担当	係・担当	所管事務
総務部	情報システム管理課	情報システム管理係	1　検察情報処理システムの管理に関すること 2　前号に関連すること
		統計係	1　統計に関すること 2　前号に関連すること
	事件・令状・証拠品担当	事件担当	1　事件の受理・処理に関すること 2　非訟事件に関すること 3　前2号に関連すること
		令状担当	1　令状の請求・執行に関すること 2　前号に関連すること
		証拠品担当	1　証拠品の受入・保管・処分に関すること 2　前号に関連すること
	執行・徴収・特別執行担当	執行担当	1　死刑及び自由刑の執行に関すること（特別執行担当の所管に属することを除く） 2　前号に関連すること
		徴収担当	1　徴収金に関すること 2　前号に関連すること
		特別執行担当	1　総務部長があらかじめ指定する逃亡被疑者，逃亡被告人及びとん刑者の逮捕又は収容に関すること 2　前号に関連すること
	犯歴採証・記録担当	犯歴採証担当	1　犯歴の調査に関すること 2　科学的捜査の技術に関すること 3　前2号に関連すること
		記録担当	1　記録の保管・保存に関すること 2　前号に関連すること
	監査室	監査係	1　事務監査に関すること 2　前号に関連すること
刑事部	事件管理・庶務担当 国際業務担当		1　刑事事件及び国際関係事件の捜査に関すること 2　前号の事件に関する資料の収集整備に関すること 3　前2号に関連すること
	一般捜査担当		1　事件の捜査に関すること（ただし，交通部及び特別刑事部の所管に属するものを除く。）
交通部	事件管理・庶務担当		1　交通関係事件の捜査に関すること 2　前号の事件に関する資料の収集整備に関すること 3　前2号に関連すること
	一般捜査担当		1　事件の捜査に関すること（ただし，刑事部及び特別刑事部の所管に属するものを除く。）

特別刑事部	事件管理・庶務担当 資料収集・整備担当	1　公安関係事件及び労働関係事件の捜査に関すること
		2　財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件の捜査に関すること
		3　前2号の事件に関する資料の収集整備に関すること
		4　公安労働情勢の調査及びその資料の収集整備に関すること
		5　前各号に関連すること
	特命捜査担当	1　検事正が特に指定する事件の捜査に関すること
		2　前号の事件に関する情報の収集整備に関すること
		3　前2号に関連すること
公判部	事件管理・庶務担当	1　公判の運営一般に関すること
		2　公判の遂行に関すること
		3　前2号に関する資料の収集整備に関すること
		4　人事訴訟に関すること
		5　前各号に関連すること

⑵ 支部・区検

部・局	課・担当	係・担当	所管事務
小倉支部	総務課	庶務係	1 官印及び庁印の管守に関すること
			2 人事に関すること
			3 給与に関すること
			4 職員の厚生に関すること
			5 自庁警備に関すること
			6 文書の接受発送に関すること
			7 前各号に掲げるところのほか，庶務に関すること
			8 前各号に関連すること
			9 他の担当に属しないこと
		会計係	1 会計に関すること
			2 前号に関連すること
	検務第1担当 （事件・令状・証拠品）		1 事件の受理・処理に関すること
			2 令状の請求・執行に関すること
			3 証拠品の受入・保管・処分に関すること
			4 前3号に関連すること
	検務第2担当 （執行・徴収・記録）		1 死刑及び自由刑の執行に関すること
			2 恩赦及び保護に関すること
			3 徴収金に関すること
			4 記録の保管・保存に関すること
			5 犯歴の調査に関すること
			6 科学的捜査の技術に関すること
			7 前各号に関連すること
	刑事事件管理・庶務担当		1 事件の捜査に関すること
			2 前号の事件に関する資料の収集整備に関すること
			3 公安労働情勢の調査に関すること
			4 前3号に関連すること
	一般捜査担当		1 支部における事件の捜査に関すること
	公判事件管理・庶務担当		1 公判の運営一般に関すること
			2 公判の遂行に関すること
			3 前2号に関する資料の収集整備に関すること
			4 前3号に関連すること
飯塚支部 久留米支部	総務課	庶務係	1 官印及び庁印の管守に関すること
			2 人事に関すること
			3 給与に関すること
			4 職員の厚生に関すること
			5 自庁警備に関すること
			6 文書の接受発送に関すること
			7 前各号に掲げるところのほか，庶務に関すること
			8 会計に関すること
			9 前各号に関連すること
			10 他の担当に属しないこと